

資料 1

下水道事業に係る受益者負担金及び分担金について

- 1 川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する新たな負担区及び負担金額について（諮問）

P 1

- 2 川越市公共下水道事業分担金の額の変更について（諮問）

P 5

参考資料

負担区図面

菅間地区認可区域図面

笠幡地区認可区域図面

受益者負担金と分担金の違い

1 川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する新たな負担区及び負担金額について（諮問）

川越市では、下水道法及び都市計画法による事業認可を受けて下水道に流入することができる下水道事業計画区域（以下、認可区域という）を追加する毎に新たな負担区及び、その単位負担金額を定めてきました。

今回、平成30年3月29日に市街化調整区域の菅間地区の一部及び笠幡地区の一部が新たに認可区域に追加されました。

このことを受け、新たに下水道整備を進めていくことから、整備費用の一部として受益者負担金を賦課、徴収をしていきますので、新たな負担区及び、その単位負担金額を定める必要があります。

1. 新たな負担区について

負担区の名称 **流域第5負担区(諮問)**

2. 単位負担金額の算定方法について

川越市の受益者負担金（単位負担金額）は、事業費の1/3として計算しています。

なお、前回、平成8年に定めた流域第4負担区では、負担区内全てが市街化調整区域となっていました。市街化調整区域には都市計画税が賦課されていないことから、賦課されている市街化区域の住民との間に負担の公平性を考慮し、都市計画税反映額を加算しました。

今回の流域第5負担区も市街化調整区域であることから流域第4負担区と同じく都市計画税反映額を加算します。

計算式

$$\frac{\text{末端管渠事業費} \times \text{負担率} (1/3)}{\text{賦課対象面積}} = \text{基礎額} (\text{円}/\text{m}^2)$$

$$\text{基礎額} + \text{都市計画税反映額} = \text{単位負担金額} (\text{円}/\text{m}^2)$$

3. 単位負担金額の算定

(1) 基礎額の算定

- ・ 末端管渠事業費(新規事業認可区域内に新規下水道整備する事業費)

292,307千円

内訳

下水道管布設費(舗装本復旧込) 264,314千円

その他(マンホールポンプ等) 27,993千円

計 292,307千円

- ・ 負担率

1/3

受益者負担金は、建設省都市局長通達(昭和44年9月1日付都計発第104号)により下水道事業費の1/5から1/3とされ、川越市では負担率を1/3としてきました。

- ・ 賦課対象面積

14.63ha

受益者負担金制度は下水道整備により、利益を受ける者(受益者)に対してその整備費の一部を負担してもらう制度です。市街化調整区域は、市街化を抑制する地域とされていることから、受益者負担金は現況宅地のみを対象として賦課します。

今回追加された認可区域は宅地以外も含めた地区一帯を認可区域としており、認可区域の面積(事業認可面積)には受益者負担金を賦課しない農地等も含まれています。

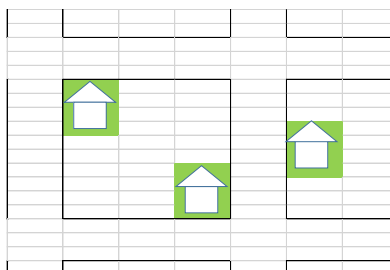
そのため、事業認可面積から受益者負担金の賦課対象となる現況宅地のみを抽出して賦課対象面積として単位負担金額を算出します。

イメージ

事業認可面積 (31 ha)



賦課対象面積 (14.63 ha)



事業認可面積 31 ha

賦課対象面積 14.63 ha

} 上図の色塗り部分

基礎額

$$\frac{\text{末端管渠事業費 (292,307千円)} \times \text{負担率 (1/3)}}{\text{賦課対象面積 (14.63 ha)}} = 665 \text{円/m}^2$$
$$\approx 660 \text{円/m}^2$$

(2) 都市計画税反映額

市街化調整区域の負担区で都市計画税反映額を加算することは、前回の流域第4負担区を諮問した川越市下水道使用料等審議会において、単位負担金額の算定方法として妥当との答申を得ています。

下水道使用料等審議会の答申（平成8年2月6日）の抜粋

諮問された負担金額の算定方式は妥当やむを得ないものと思われるが、市街化区域と比して市街化調整区域の宅地面積が大きいこと、現在の深刻な経済情勢を考え出来る限り低額とすることとし、流域第4負担区の金額は1㎡当たり600円台にとどめるよう答申します。

流域第4負担区（制定平成8年）では、市街化区域の整備で、実際に末端管渠事業に充当された都市計画税額を整備面積で除して、1㎡当たりの都市計画税反映額を計算しておりました。しかし、現在（平成8年度以降）は市街化調整区域内の整備を行っており、末端管渠事業に都市計画税額は充当されておられません。

今回は、実際に末端管渠整備に使われた都市計画税額の割合（充当率）から、見積もった流域第5負担区の末端管渠事業費の場合の都市計画税額の充当額を試算して、その額を賦課対象面積で除して1㎡当たりの都市計画税反映額を算出しました。

充当率については市街化区域を整備していた平成7年度以前の10年間（昭和61年度まで）で単独工事請負費に充当された都市計画税額で算出しました。

充当率は年度毎にばらつきがあり、また、流域第4負担区では都市計画税反映額を低く抑える措置が取られていたことから、一番低い充当率だった平成元年度の14%を適用しました。

充当率

年度	単独工事請負費 (円)	充当された都市 計画税(円)	充当率 (%)	
	A	B	B/A	C
昭和61年度	622,540,000	133,846,100	21.5%	
昭和62年度	784,300,000	239,296,122	30.5%	(最高)
昭和63年度	1,363,523,000	311,872,680	22.9%	
平成元年度	1,974,493,200	280,806,508	14.2%	(最低)
平成2年度	3,986,030,640	652,034,995	16.4%	
平成3年度	3,001,106,150	644,940,076	21.5%	
平成4年度	3,657,852,800	719,835,360	19.7%	
平成5年度	4,196,354,400	636,633,945	15.2%	
平成6年度	2,791,615,550	530,500,139	19.0%	
平成7年度	2,369,000,000	538,282,041	22.7%	
			20.4%	(平均)

都市計画税反映額

$\frac{\text{末端管渠事業費 (292,307千円)} \times \text{充当率 (14\%)}}{\text{賦課対象面積 (14.63ha)}} = 279 \text{円}/\text{m}^2$ $\approx 270 \text{円}/\text{m}^2$

(3) 単位負担金額

$\text{基礎額 (660円}/\text{m}^2) + \text{都市計画税反映額 (270円}/\text{m}^2) = 930 \text{円}/\text{m}^2 \text{ (諮問)}$

2 川越市公共下水道事業分担金の額の変更について（諮問）

川越市公共下水道事業分担金（以下、分担金という）の額を、「土地の面積1㎡当たり690円」から「土地の面積1㎡当たり930円」に変更する。

現在の分担金の額は、土地の面積1㎡当たり690円となっています。

これは、現在、認可区域の住民が賦課、徴収されている最新の受益者負担金の単位負担金額が690円/㎡のため、同額を定めたものです。

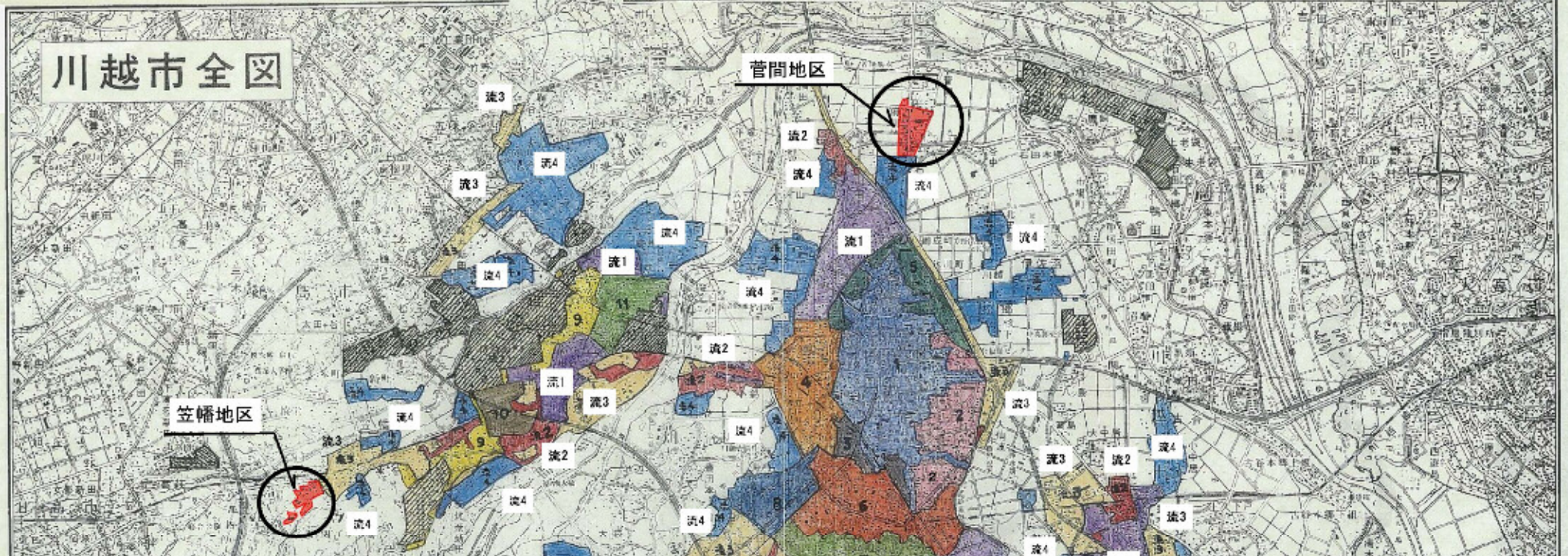
今回、新たに受益者負担金の単位負担金額が定まった場合、認可区域の住民が新たな単位負担金額で受益者負担金を賦課、徴収されることから、認可区域外から下水道流入をする場合に賦課、徴収する分担金についても、最新の受益者負担金の単位負担金額と同額に変更をするものです。

地方自治法では、「分担金は受益の限度において徴収できる」とされており、川越市公共下水道事業分担金における受益とは下水道流入が可能となることです。

この受益は、申請許可により発生することから、その申請時において、認可区域内の住民が負担している最新の受益者負担金の額が、その受益の限度額として適当と判断するものです。

また、この受益は、申請する場所による違いはなく、受益者負担金の負担区のように、その負担区の整備費をお願いするものではないことから、申請場所により分担金額を変えることはしていません。

川越市全図



下水道受益者負担金 負担区一覧

凡例	No	負担区	単位負担金額 (円/㎡)	設定年度
	1	第1負担区	51円/㎡	S43
	2	第2負担区	78円/㎡	〃
	3	第3負担区	62円/㎡	〃
	4	第4負担区	176円/㎡	〃
	5	第5負担区	139円/㎡	〃
	6	第6負担区	150円/㎡	〃
	7	第7負担区	183円/㎡	S47
	8	第8負担区	219円/㎡	〃
	9	第9負担区	151円/㎡	S49
	10	第10負担区	95円/㎡	S50
	11	第11負担区	153円/㎡	S51
	流域第1負担区	流域第1負担区	360円/㎡	S57
	流域第2負担区	流域第2負担区	395円/㎡	S60
	流域第3負担区	流域第3負担区	425円/㎡	H2
	流域第4負担区	流域第4負担区	690円/㎡	H7
		負担区未設定		

下水道受益者負担金
負担区図
(第1負担区～流域第4負担区)



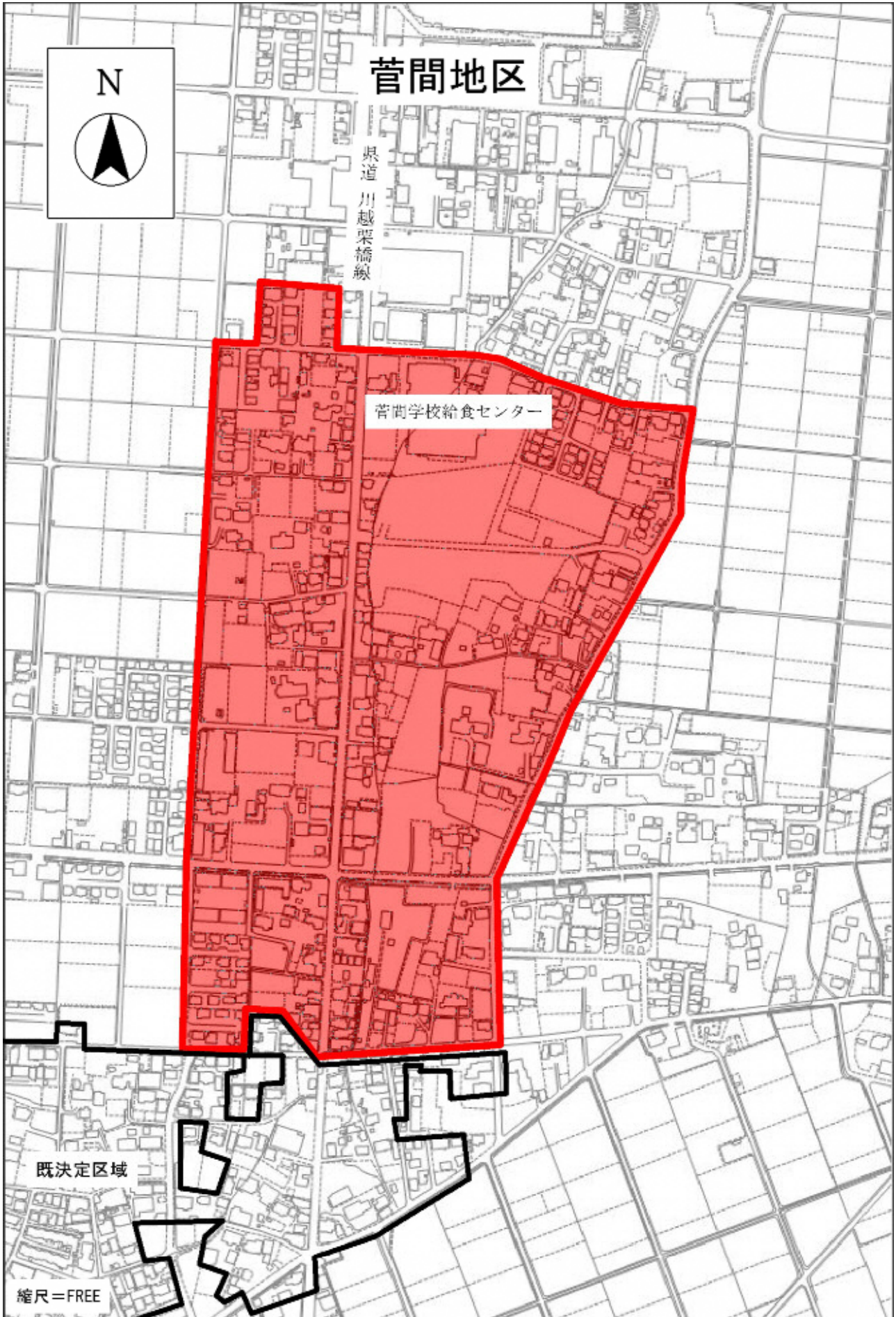
菅間地区

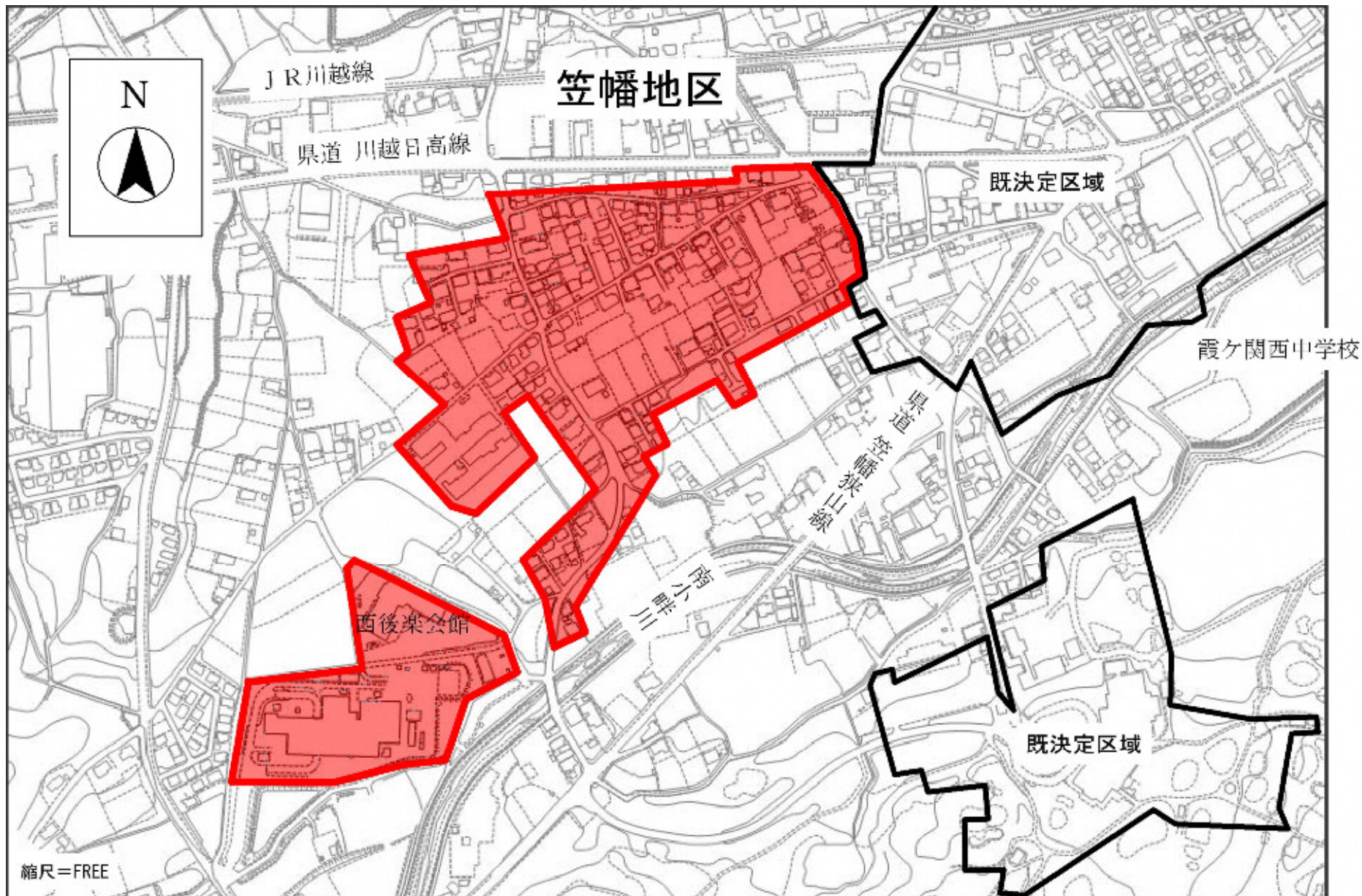
県道 川越栄橋線

菅間学校給食センター

既決定区域

縮尺=FREE





受益者負担金と分担金の違い

受益者負担金は、都市計画決定により下水道を整備する区域（認可区域）の土地所有者から、下水道事業費（整備費）の一部を負担してもらう制度です。

分担金は、認可区域から外れてはいるが、下水道に流入を希望した場合に、希望する土地所有者から、下水道事業に対して、受益相応分を負担してもらう制度です。

	受益者負担金	分担金
条例	川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	川越市公共下水道事業分担金条例
根拠法令	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十五条	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条
対象	都市計画下水道事業により築造される公共下水道の区域内に存する土地（登記簿）	事業計画を定めた区域以外の区域から本市の公共下水道に下水を流入させようとする建築物の敷地である土地（登記簿）
納付額	負担区毎 流域第4負担区 (市街化調整区域) 690円/㎡(最新)	690円/㎡
納付方法	5年の年4期払いの 20回分割 または、一括納付	一括納付
単位負担額算出方法	$\frac{\text{末端管渠整備費} \times 1/3}{\text{整備面積}}$	受益者負担金の最新の負担金額を設定